

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当行は、企業理念として「豊かな明日へ、信頼の架け橋を～ふれあいの輪を拡げ、地域と共に豊かな未来を築きます～」を掲げ、企業活動を展開しております。この企業理念の実現と、地域密着型金融の実践に向けて、地域に根差した企業グループとして、景気の良い時も悪い時も、個人・法人を問わず地域のお客さまに寄り添い、地域のお客さまや地域全体の発展のために、総合的・多面的なソリューションを行う「次世代版 地域総合会社」を中長期的に目指す姿として位置づけております。

そして、その実現のためのキーワードは「コミュニケーション」「コラボレーション」「イノベーション」の3つにあると考え、計画期間を2018年4月から2024年3月とする中期経営計画の名称を「コミュニケーション×コラボレーション×イノベーション2024」としてきました。

一方で、中期経営計画の策定以降も、社会情勢と経営環境の変化は加速度を増しており、その変化にスピーディかつ柔軟に対応していくことが重要であると認識しております。そのため、2021年4月に、これまで3年程度の期間を定めて策定してきた中期経営計画を進展させ、中長期で目指す水準と経営戦略を「中長期経営戦略」として毎期アップデートし、各種施策を実行していく方針といたしました。

企業理念の実現に向けて、また中長期経営戦略における考え方や目指す水準を実現するために、当行では株主をはじめとするステークホルダー(利害関係者)との円滑な関係を維持し、また経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底することが重要であると考えております。当行はコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るために、2015年6月26日に開催した第107期定時株主総会で定款を一部改訂し、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会を設置することで、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会の議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図っております。

また当行のコーポレート・ガバナンスに対する取組みを幅広く理解していただくために、引続きIR活動を積極的に行い、ホームページや統合報告書においても、よりわかりやすい情報開示に努め、内外に透明性の高い開かれた企業を目指しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行では、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4】

＜上場株式の政策保有に関する方針＞

当行では、上場株式の政策保有について、上場会社の株式を保有することにより、当該上場会社との業務提携や取引が一層円滑かつ強固なものとなり、ひいては当行および当該上場会社双方の企業価値向上につながる場合に限り、行うことを基本方針としています。この方針にそぐわない政策保有株式については縮減を原則として、投資先企業との対話を随時行っております。

＜保有の適否の検証内容＞

当行では、上記の方針に基づき、上場株式の政策保有の適否を定期的に戦略会議で検証・協議しており、取締役会にも諮っております。検証の結果、保有の妥当性が認められない政策保有株式はございません。

＜政策保有株式に係る議決権行使基準＞

当行では、議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えており、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、各議案の内容が中長期的な企業価値向上や株主還元向上につながるかどうか等を精査した上で、議案への賛否を決定しております。例えば以下のような議案については、必要に応じて投資先企業との対話等を実施した上で賛否を決定しております。

- ・コンプライアンスに反する行為を行った企業で、当該行為への関与が判明した取締役の選任議案や退職慰労金支給議案。
- ・継続企業の前提に関する重要事象が記載されている企業など、企業価値の向上が期待できない場合の取締役選任議案。

#### 【原則1-7】

当行では、役員や主要株主等との取引(関連当事者との取引)を行う場合において、かかる取引が当行および株主共同の利益を害することがないように、以下の体制を整備しています。

- (1) 顧客保護管理方針・利益相反管理方針および利益相反管理規程を定め、関連当事者を含めた取引先との各種取引が適切に行われるための監視体制として、主管部署を設置し、必要に応じて取締役会等に報告・協議しています。
- (2) 取締役が取締役会の承認無く、競業取引や利益相反取引を行うことを禁止しています。

なお、当行の利益相反管理方針についてはホームページ上に掲載しております。

利益相反管理方針: <https://www.hokkokubank.co.jp/other/conflict/>

#### 【原則2-6】

企業年金基金の資産運用においては、運用の基本方針や運用指針、政策的資産構成割合等の策定や見直し、運用受託機関の評価等に関して意思決定するために資産運用委員会および代議員会を設置しております。資産運用委員会は役員8名、代議員会は役員16名で構成されており、構成メンバーは当行の有価証券運用部署である市場金融部、統合リスク管理部署である経営管理部、ALM所管部署である総合企画部等の専門性の高い部門からも選出し、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるように努めております。また、資産運用委員会および代議員会のメンバーは従業員組合からも選出されており、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理される体制としております。2021年度の運用基本方針は前年度同様、生命保険会社の一般勘定を軸に安定的な運用を基本とし、目標期待収益率年2.0%の達成を目指しています。

#### 【原則3-1】

(1) 当行では、企業理念「豊かな明日へ、信頼の架け橋を」を掲げ、企業理念実現のために、経営指針・倫理憲章を定め、これらを実現するために必要となる具体的な行動を「20の心得」として制定しています。また、企業理念実現のために、当行が果たすべき社会的責任については、「北國銀行が考えるESG」として制定しております。「企業理念」「経営指針」「倫理憲章」「20の心得」「北國銀行が考えるESG」はホームページに開示しており、「中長期経営戦略」はホームページでの開示に加え、IR活動により投資家に対する説明機会を設けております。

(2) 本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 本報告書「取締役報酬関係」をご参照ください。

(4) 取締役候補の指名を行うに当たっては、頭取が、任意の指名報酬委員会での協議を経て、取締役会に諮ることとしております。

このうち、社内取締役候補については、銀行業務に十分に精通しており、銀行の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人物を選ぶこととしております。また、社外取締役候補については、経営等に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当行の経営全般や業務執行に関する意思決定において適切な助言・提言を行うことができ、当行の経営の合理性と健全性の維持・向上およびコーポレート・ガバナンス強化への寄与を期待できる人物を選ぶこととしております。こうした適性を満たしていないと取締役会が判断した取締役については、取締役候補者に指名しません。また、法令違反や不祥事など、取締役としての適性を著しく欠くと判断される行為が任期途中にあった取締役については、その解任を会議の目的事項とする株主総会の招集を取締役会が決定する場合があります。

なお、当行では、取締役以外の役員として執行役員を取締役会で選任しております。執行役員は、その知識と経験に照らし、銀行業務に十分に精通し、当行の業務を公正かつ効率的に執行できると判断される人物を選ぶこととしております。こうした適性を満たしていないと取締役会が判断した執行役員については、執行役員候補者に指名しません。また、法令違反や不祥事など、執行役員としての適性を著しく欠くと判断される行為が任期途中にあった執行役員については、取締役会が解任を行う場合もあります。

(5) 取締役候補の指名や取締役の解任、執行役員の選解任に当たっては、頭取が、取締役会において、個々にその指名・選解任理由を説明しております。このうち、取締役候補の指名理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

企業理念・経営指針・倫理憲章・20の心得：<https://www.hokkokubank.co.jp/company/about/outline/philosophy.html>

「中長期経営戦略」について：<https://www.hokkokubank.co.jp/company/about/outline/plan.html>

北國銀行のESG：<https://www.hokkokubank.co.jp/company/hbc/index.html>

#### 【原則4-1-1】

当行では、監査等委員会設置会社への移行に伴い、迅速な業務執行を実現する観点から、重要な業務執行の決定の大部分を取締役に委任する一方、取締役会では、経営の基本方針、内部統制システムの基本方針、代表取締役の選定・解職、取締役候補の指名、執行役員の選任・解任、取締役等の職務分担などを決議するとともに、取締役等の職務の執行を監督しております。

#### 【原則4-9】

当行では、東京証券取引所が定める独立性基準等を踏まえ、独自の独立性基準を定めており、本報告書に添付した「社外取締役・独立性基準」として開示しております。

取締役会は社外取締役の候補者を選定するに当たって、経営等に関する豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、当行からの独立性の要件も満たし、独立社外取締役として取締役会で率直・活発かつ建設的な議論ができる人物を選ぶように努めております。

#### 【原則4-11-1】

取締役会の員数は、当行の事業内容・規模や知識・経験・能力のバランス、多様性を勘案し、定款において、監査等委員でない取締役は15名以内、監査等委員である取締役は6名以内とし、また監査等委員である取締役の過半数は社外取締役をあてることとしております。

#### 【原則4-11-2】

取締役の兼職については、その数が合理的な範囲にとどまるよう取締役会でモニタリングしており、特に他の上場会社の役員との兼任状況については株主総会招集通知等に開示しております。

株主総会情報：<https://www.hokkokubank.co.jp/ir/stock/soukai.html>

#### 【原則4-11-3】

当行では、全取締役を対象に、2020年度の実効性に関するアンケート調査を行い、その結果を取締役会で分析・評価致しました。この中で、昨年度の評価結果に基づく改善策として、営業施策の進捗報告に加えて中長期的な経営戦略に関する議論活性化に取り組み、取締役会全体として十分な実効性が確保されていることを確認しました。また、取締役会における更なる議論の活性化に向けて、社外取締役への情報提供の充実、経営戦略に関する議論の充実に継続的に取り組む必要があることなどの課題を共有しております。

#### 【原則4-14-2】

当行では、取締役が期待される役割・責務を果たすことができるよう、当行が費用を負担し、取締役を外部研修等へ参加させています。また、特に業務執行取締役および執行役員に対しては、外部講師等による勉強会を定期的に開催し、必要な知識の習得に努めさせております。

さらに、社外取締役に対しては、必要に応じて、銀行業務等について説明の機会を設けております。

#### 【原則5-1】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備等につきましては、本報告書「IRに関する活動状況」をご参照ください。

IRに関する取組み方針は以下の通りです。

(1) 当行では、総合企画部内に総務・広報・主計・企画部門を配置し、株主との対話を統括、補助する部署としております。総合企画部長はIRを担当し、株主との建設的な対話を実現するように配慮するものとしております。

(2) IR活動については投資家との重要な対話の場であると認識しており、開催手法の工夫に努め、より多くの投資家の方々に当行の目指すべき姿、そのための取組みを理解いただけるよう取り組んでおります。

(3) 株主からいただく意見等について、有益な提言は取締役会への報告等を経て、担当部署において速やかに活用されるよう取り組んでおります。

(4) 当行では株主との建設的な対話に際してのインサイダー情報を行内規程に沿って取扱い及び管理しております。行内規程では、法令等を厳守するための具体的な行動基準を設けております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

## 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,620,604	5.76
明治安田生命保険相互会社	1,564,497	5.56
日本生命保険相互会社	1,311,119	4.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,271,800	4.52
住友生命保険相互会社	770,400	2.74
北陸電力株式会社	669,123	2.38
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	576,415	2.05
北國銀行従業員持株会	552,007	1.96
大同工業株式会社	369,800	1.31
沢出商事株式会社	324,700	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	21名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1) <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>
--

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西井 繁	弁護士													
大西 忠	他の会社の出身者								○					
山下 修二	他の会社の出身者								△					
大泉 琢	他の会社の出身者								△					
根本 直子	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>
--

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西井 繁	○	○	当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、西井氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。当行と西井氏本人との取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。	西井氏が有する経験および幅広い見識により、当行の業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当行の経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、社外取締役として選任いたしております。
大西 忠	○	○	大西氏は、2020年4月より明治安田生命保険相互会社の執行役員副社長を務めております。大西氏ならびに明治安田生命保険相互会社と当行との取引は、それぞれ一般預金者としての取引のみでありま	大西氏が有する経験および幅広い見識により、当行の業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当行の経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガ

			す。なお、明治安田生命保険相互会社は当行の株主であります。 当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、大西氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。当行と大西氏本人ならびに明治安田生命保険相互会社の取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。	バランス強化への寄与が期待できるため、社外取締役として選任いたしております。
山下 修二	○	○	山下氏は、2018年6月まで株式会社小松製作所の常務執行役員を務め、その後、2018年7月より株式会社小松製作所の技術顧問を務めております。山下氏と当行との取引は、一般預金者としての取引のみであります。株式会社小松製作所と当行との取引は、預金および貸出金の取引がありますが、直近決算期において当行貸出金が同社グループの有利子負債に占める割合は5%以下であります。 当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、山下氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。当行と山下氏本人ならびに株式会社小松製作所の取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。	山下氏が有する国内外での豊富な経験および幅広い見識により、当行の業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当行の経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、社外取締役として選任いたしております。
大泉 琢	○	○	大泉氏は、2019年6月まで株式会社セブン銀行の取締役常務執行役員を務め、その後、株式会社セブン銀行の顧問を務めております。大泉氏と当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。株式会社セブン銀行と当行は、共同ATMに関する業務提携契約を締結しており、相互に手数料等の支払いがありますが、その金額が当行の直近決算期における経常収益または経常費用の額に占める割合はいずれも僅少であります。 当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、大泉氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。当行と大泉氏本人ならびに株式会社セブン銀行の取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。	大泉氏が有する経験および幅広い見識により、当行の業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当行の経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、社外取締役として選任いたしております。
根本 直子	○	○	当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、根本氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。当行と根本氏本人との取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。	根本氏が有する国内外での豊富な経験および幅広い見識により、当行の業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、当行の経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、社外取締役として選任いたしております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	1	1	5	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき監査等委員会室を設置し、専任の担当者を配置しております。監査等委員会室付行員は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令の下で職務を遂行し、業務執行に関する資料の閲覧や行員その他の者に対して報告を求めること

とができることとしております。監査等委員会室付行員の人事異動・人事評価・懲戒処分等について、監査等委員会はあらかじめ意見を付すことができるものとしております。

## 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査等委員でない取締役・行員並びに子会社等の取締役・監査役等の者、及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制】

・監査等委員でない取締役又は行員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項のほか、子会社等から報告を受けた事項のうち当行グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告しております。

・監査等委員会が選定する監査等委員のうち常勤の監査等委員は戦略会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて、会計監査人、監査等委員でない取締役、内部監査部門等の行員その他の者に対して報告を求めております。また、子会社等に対しても、必要に応じて、報告を求めております。

【監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

・監査等委員は代表取締役、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換を行っております。

・監査部が行う監査については、監査等委員会の指揮の下で行うこととしております。なお、監査部には頭取も指揮できることとしていますが、監査等委員会と頭取の指揮が両立し難い場合には、監査等委員会の指揮を優先させることとしております。

・監査部長の人事異動について、監査等委員会はあらかじめ意見を付すことができるものとしております。

【内部監査および監査等委員会監査】

・内部監査については「監査部」が内部監査専任部署として他の業務部署から独立した相互牽制機能を発揮して、各種リスク管理の状況について、監査等委員会の指揮の下に監査を実施しております。なお、監査部は年度監査計画を監査等委員会の決議を得て取締役会に報告しており、監査結果についても定期的に監査等委員会・戦略会議・取締役会に報告しております。2021年3月31日現在の人員は、30人となっております。

・監査等委員会を構成する監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席し、業務の執行状況の監査を行います。そのうち選定監査等委員である常勤の監査等委員1名は、毎月内部監査部署と連絡会を開催し、営業店・本部・関連会社での監査結果を聴取するとともに、専属スタッフと営業店に往査して法令遵守態勢を中心に監査を行っております。また監査等委員と会計監査人とが年に複数回連絡会を行うとともに、内部統制部門より報告を受け、会計方針や問題点等について協議していくこととしております。

【社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係】

・監査等委員である社外取締役5名は、取締役会に出席して営業状況や重要な決定事項の監督を行うと共に、内部監査部門、内部統制部門及び会計監査人との連携状況等について常勤の監査等委員から報告を受け、問題点等について協議しております。また、監査等委員の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、支店長・本部経験者の行員を専属で配置し、監査等委員会室による監査・監督体制を支えております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	9	4	4	5	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	9	4	4	5	0	0	社内取締役

## 補足説明

株主総会に提出する取締役候補者ならびに監査等委員でない取締役の報酬を協議する機関として、任意の指名報酬委員会（以下、委員会という）を設置しております。

委員会は、頭取を委員長として、その過半数は社外取締役で構成しています。

## 【独立役員関係】

独立役員の数

5名

## その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

地方銀行として地域社会と共に発展するために、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、2009年6月より業績連動型報酬及び株式報酬型ストックオプション制度を導入し、2015年6月に監査等委員会設置会社に移行後も、監査等委員でない取締役の報酬については、引き続き確定金額報酬、業績連動型報酬、株式報酬型ストックオプションで構成しておりました。

2017年6月23日開催の第109期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションにかかる取締役の報酬枠を廃止するとともに、これに代わる新たな株式報酬制度として、信託を用いた「株式交付信託」を導入することについてご承認をいただきました。これにより現在は、業務執行取締役の報酬については、確定報酬部分と業績連動報酬部分ならびに株式交付信託で構成し、また執行役員の報酬については確定報酬部分と株式交付信託で構成しております。

## ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

<当行の役員の報酬等>当事業年度(2020年4月1日～2021年3月31日)

a. 監査等委員でない取締役(11名、社外役員を除く)

年間報酬等の総額:257百万円

うち確定金額報酬:159百万円

うち業績連動型報酬:50百万円

うち株式報酬:47百万円

b. 監査等委員である取締役(1名、社外役員を除く)

年間報酬等の総額:19百万円

うち確定金額報酬:19百万円

c. 社外役員(5名、監査等委員である取締役)

年間報酬等の総額:29百万円

うち確定金額報酬:29百万円

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 【取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針】

a. 基本方針

当行の取締役の報酬は、地域社会の発展に貢献し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益との連動を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、監査等委員でない取締役の報酬は、固定報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当行の取締役の確定金額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、取締役の職務遂行の困難さ、取締役の責任の重さ、当行の業績、行員給与とのバランスを総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動型報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。支給額は、各事業年度の当期純利益水準を基準として次表の通り決定される額の範囲内で、任意の指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会において決定する。

<業績連動報酬枠>

(当期利益水準)	(報酬枠)
20億円以下	ゼロ
20億円超～40億円以下	30百万円
40億円超～60億円以下	50百万円
60億円超～80億円以下	60百万円
80億円超～100億円以下	70百万円
100億円超	80百万円

株式報酬は株式交付信託とし、監査等委員でない取締役の退任時に、当行が付与するポイントの数に相当する数の当行株式を交付する。当行が監査等委員でない取締役に付与するポイントの数は、取締役会で定めた株式交付規程に定められた方法で算定し、任意の指名報酬委員会に諮問のうえ決定する。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
監査等委員でない取締役の種類別の報酬割合は、任意の指名報酬委員会の意見を尊重し、個人別の報酬等の内容と合わせて取締役会で決定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額(監査等委員でない取締役の確定金額報酬の額および各事業年度の当期純利益水準を踏まえた業績連動報酬の額)は、任意の指名報酬委員会に原案を諮問し、その意見を踏まえて取締役会決議により決定する。なお、株式報酬は、取締役会で定めた株式交付規程に定められた方法で監査等委員でない取締役個人別の交付ポイント数を算定し、任意の指名報酬委員会に諮問のうえ決定する。

※ 2015年6月26日開催の第107期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の確定金額報酬の額は年額220百万円以内、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は年額65百万円以内と決議しております。また、監査等委員でない取締役の業績連動型報酬の額は、当期純利益の水準を基準として、上記c.に記載の通り決定される額以内と決議しております。

2017年6月23日開催の第109期定時株主総会において、確定金額報酬および業績連動型報酬の限度額とは別枠で、株式報酬制度として、信託を用いた株式報酬を支給することとし、監査等委員でない取締役および執行役員に付与する株式数およびポイントの総数は、本信託の信託期間である5年毎に金額上限500百万円以内、また、1事業年度あたり25,000ポイント(1ポイント＝当行株式1株)以内と決議しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、専任の担当者を配置しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
安宅 建樹	相談役	地域における財界活動等社外活動に従事	常勤・報酬あり	2020/6/19	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

- ・当行は内規で、相談役・顧問等は、取締役会の決議を経て、頭取が委嘱するものとしています。
- ・任期は、取締役会にて1年とし、再選を妨げないこととしています。
- ・当行の相談役・顧問等は、取締役会および経営会議、その他の会議体に出席することはなく、当行の経営上の意思決定に関与する権限は有していません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【現状の体制の概要】

経営の意思決定及び取締役の職務の執行の監督機関である取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時に開催し、会社の経営方針、その他経営全般に関する重要事項を決定しております。

当行は2015年6月26日開催の第107期定時株主総会において、定款の一部変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会への移行により、取締役会ならびに業務執行者の監査・監督機能を強化するとともに、社外取締役の経営参画により業務執行プロセスの透明性と効率性を向上させ、ステークホルダーの期待に応えるべく、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と企業価値の向上を図っております。

当行では、執行役員制度を導入しており、常勤の取締役(常勤の監査等委員である取締役を含む)、本部の執行役員で構成される戦略会議を原則として週に1回開催し、経営全般にわたって情報の共有化および経営の効率化、迅速な意思決定を行っております。

【監査等委員会の機能強化に向けた取り組み】

監査等委員の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、支店長・本部経験者の行員を専属で配置し、監査等委員会室による監査・監督体制を支えております。

監査等委員である社外取締役には、取締役会に出席して営業状況や重要な決定事項の監督を行うと共に、内部監査部門、内部統制部門及び会計監査人との連携状況等について常勤の監査等委員から報告を受け、問題点等について協議しております。

また、監査等委員である社外取締役5名は独立役員として一般の株主と利益相反の恐れが無い人物を配置し、監査・監督等を行っております。

【会計監査】

会計監査についてはEY新日本有限責任監査法人を選任しており、公認会計士である根津昌史氏、池田裕之氏、刀禰哲朗氏が指定有限責任社員として業務担当しております。また監査補助者として公認会計士8名、その他13名が業務補助しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、2015年3月期まで、監査役会設置会社であり、社外取締役を選任していませんでしたが、2015年6月26日開催の定時株主総会で定款の一部変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。現在は、監査等委員である取締役6名(うち独立社外取締役5名)により監査等委員会を構成しております。

また、株主総会に提案する取締役候補者の指名ならびに監査等委員でない取締役の報酬を協議する機関として、頭取を委員長とし、過半数を社

外取締役とする任意の指名報酬委員会を設置しております。取締役候補者の選任ならびに取締役の報酬について、決定プロセスの透明性を高め、また社外取締役が積極的に関与することで、コーポレートガバナンスの強化に努めております。  
当行は客観的・中立的な監査・監督等の態勢が確保できているものと考え、現状のコーポレートガバナンス体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第113期定時株主総会の招集ご通知(開催日:2021年6月18日)につきましては、法定期日の6日前(=4営業日前)に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月29日に開催した第108期定時株主総会より議決権の電子行使を可能としました。また、2018年6月22日に開催した第110期定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としました。
招集通知(要約)の英文での提供	2016年6月29日に開催した第108期定時株主総会より招集通知(要約)の英訳版を作成し、東京証券取引所への開示および当行ホームページへの掲載を実施しております。
その他	招集ご通知を発送前に東京証券取引所への開示および当行ホームページへの掲載を実施しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	適切な会社情報開示の体制を構築・運用するため、当行ホームページ上にディスクロージャーポリシーを公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での説明会の開催は控え、オンラインによる個人投資家向けの会社説明会を2回開催しました。今後もオンラインを活用した説明会を定期的に開催していく方針であります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	例年6月にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を東京にて開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2020年3月期決算発表時より、IRプレゼンテーション資料を当行ホームページ上で公開しております。アナリスト・機関投資家との対話重視のため、個別にミーティングの案内を行い、面談回数、頻度を増加させております。今後も個別のミーティングを通して、アナリスト・機関投資家との対話を継続していく方針であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書のほか、アナリスト・機関投資家向け、個人投資家向け会社説明会資料を掲載しております。 ( <a href="https://www.hokkokubank.co.jp/ir/">https://www.hokkokubank.co.jp/ir/</a> )	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部内に広報IRグループを設置しております。	
その他	当行ホームページ上、機関投資家向けサイトにおいて、当行の経営戦略、業績などの状況について説明資料を掲載するとともに、会社説明会の模様を公開しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行の経営指針において、「健全経営を維持し、お客さま・株主・従業員の幸福実現に努めます。」と定め、ステークホルダーの立場を尊重することを基本的な方針としております。また、中長期経営戦略においては、地域に根差した企業グループとして、景気の良い時も悪い時も、個人・法人を問わず地域のお客さまに寄り添い、地域のお客さまや地域全体の発展のために、総合的・多面的なソリューションを行う「次世代版 地域総合会社」を中長期的に目指す姿勢として位置づけております。当行では、各ステークホルダーとの持続的コミュニケーションを通じて、各種ご要望に応えられるよう積極的に行動してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	

当行では、ESGに関する基本方針を定めるとともに、行動計画を定め、お客さま・株主投資家の皆さま・地域社会・従業員などあらゆるステークホルダーの皆さまと共に持続的な成長を目指しております。

また、当行でのESG活動に関する取組に関して、詳細な情報は、随時ホームページで発信しているほか、1年間の取組みをまとめた冊子「統合報告書」や半期毎のミニディスクロージャー誌で最新の取組み状況を発信しております。

【ESG取組み方針】

北國銀行は、事業活動を通じてESG(環境・社会・ガバナンス)課題の解決に積極的に取組むことで、地域社会をはじめとした全てのステークホルダーの皆さまと共に、持続可能な社会を実現することを目指します。

事業活動を通じたESG課題解決と、持続的な収益向上の好循環により、企業理念「豊かな明日へ、信頼の架け橋を～ふれあいの輪を上げ、地域と共に豊かな未来を築きます～」の実現につながると考えています。

北國銀行のESG：<https://www.hokkokubank.co.jp/company/hbc/index.html>

## その他

当行では女性のキャリアアップを積極的に支援していくため、育児休業取得者への各種支援制度を充実させております。出産を控えた女性行員の大半は育児休業を取得し、継続的に勤務しております。育児休業を取得している行員でも、自宅で自主的な学習ができる環境を整え、また育児休業から職場復帰する行員を対象とした集合研修を実施するなど女性が働きやすい職場環境の整備に努めております。

女性の管理職登用は着実に進んでおり、2021年4月においては、女性支店長・営業課長31名(前年+5名)を含め女性管理職の総数は51名(前年比+2名)となっております。将来の管理職の候補となる役席者(業務職除く)についても、女性の占める割合は増加しており、全役席者のうち、40.4%(前年比+2.3pt)が女性となっております。(女性役席者236人/全役席者584人)また、多様な働き方の実現に向けて、2015年度には社外取締役として女性役員を選任しており、2021年6月21日時点における女性役員は1名となっております。当行では多様な人材に活躍の場を提供するとともに、適材適所に人材を配置することで組織力の向上につなげてまいります。

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り当行及び子会社等からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制システム」)を整備しております。

#### 1. 基本方針

##### (1)目的

当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、企業理念に基づき制定した「倫理憲章」の実践を徹底し、顧客保護等の社会的使命を果たしたうえで、行内外のリスク管理を強化し適切な企業統治をはかることを目的に内部統制システムを構築する。

##### (2)方針の策定・見直し

本基本方針及び各方針の策定と見直しの起案は、経営管理部長が行い戦略会議協議のうえで取締役会が決定し、ディスクロージャー誌等により行内外に開示し周知をはかる。また、業務の適法性、財務報告の信頼性、効率性の確保の観点から不断の見直しによって改善を図る。

##### (3)基本的枠組み

以下示される内部統制システムの下で業務の適法性、効率性の確保ならびにリスク管理を徹底したうえで、改善活動を有効に機能させて組織・グループ全体の自己変革を実践する。また、その改善活動は次の単位にて行う。

- a 本部各部、営業店、子会社等において独自に実施する。
- b 経営管理部又は担当業務部門が、本部各部、営業店、子会社等を統括し実施する。
- c 監査部門の独立的意見により組織・グループ全体で実施する。

##### (4)対象組織

当行及びグループとして開示する子会社等を対象組織とする。

##### (5)内部統制システムの主要素

- a 統制環境 経営陣が企業理念・経営方針・倫理憲章・行動規範を行内外に開示し、組織・グループ全体に気風を周知・浸透させる。
- b リスク評価 業務部門毎にリスク評価を行い問題点を認識する。
- c 統制活動 内在リスクを検討のうえ方針、規程等を定めこれを遵守させる。
- d 情報伝達 営業店、各担当業務部門より経営管理部を経由のうえ経営陣等に迅速な情報伝達を行う。
- e 監視活動 各業務部門、監査部門で監視活動を行い改善活動の確認を行う。

### 2. 内部統制システム

#### (1)取締役・行員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### a 倫理憲章の実践

「倫理憲章」において、「信頼の確立」「法令等の遵守」「地域社会への貢献」「反社会的勢力との対決」「経営の透明性の確保」の5つを掲げ、これを尊ぶ企業であることを行内外にコミットし、役職員が実践することを徹底しております。

##### b 統括部署

コンプライアンス管理体制の統括部署を経営管理部とし、役職員のコンプライアンスに対する意識向上・改善を図るための諸施策を、関連部署と連携し検討・実施しております。なお、コンプライアンスに関する重要な事項につきましては、戦略会議に適宜、協議・報告しています。

##### c 法令等遵守方針、コンプライアンス管理規程・マニュアル

「法令等遵守方針」を制定のうえ、コンプライアンスに対する意識の向上・改善を図ることを目的として「コンプライアンス管理規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定するとともに、役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しております。

##### d コンプライアンス・プログラム

毎期「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員のコンプライアンスに対する意識向上施策を決定したうえで、本部・各営業店にコンプライアンス責任者を配置してその施策の実行を徹底しております。

##### e 顧客保護等の体制

「顧客保護等管理方針」のもとで、顧客説明・顧客サポート・顧客情報管理・外部委託管理・利益相反管理についての規程及び各種マニュアルを策定したうえで、本部・各営業店に責任者を配置して管理体制を構築し、研修等により徹底強化をはかっております。

##### f 不測の事態が発生した場合の経営への報告体制

万一、コンプライアンスに関連する不測の事態が発生した場合には、その内容・経過事情等が取締役に報告される体制を構築し、内容調査の結果に基づき、全行的な再発防止策を決定しております。

##### g 内部監査体制

コンプライアンスを含む内部管理体制については、監査部が監査を行い、その結果を監査等委員会及び取締役会に報告しております。なお、内部監査の業務執行部門からの独立性を確保するため、監査部による監査は監査等委員会の指揮の下で行う体制としております。

##### h 反社会的勢力排除・マネーロンダリング防止に向けた体制

・反社会的勢力の排除に関しては、基本的な対応方針を公表するとともに、対応規程やマニュアルを制定して、担当部署や役割の明確化をはかっております。具体的には、反社会的勢力排除に関する統括部署を経営管理部とし、同部が中心となって関係情報の収集や、営業店の指導、研修の実施、警察等の外部専門機関との連絡・調整等を行っております。また、各営業店には不当要求防止責任者を設置し、同責任者が経営管理部の指示の下、反社会的勢力への対応等に当たっております。

・マネーロンダリング防止のため、マニュアルを定め対応しております。具体的には、マネーロンダリング防止に関する統括部署である経営管理部が中心となって関係情報の収集や、営業店の指導、研修の実施、外部機関との連絡・調整等を行っております。また、各営業店ではコンプライアンス責任者が経営管理部の指示の下、マネーロンダリング防止に向けた対応等に当たっております。

##### i 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制基本方針」及び「財務報告に係る内部統制規程」を制定し行内周知をはかるとともに、全体統括部署を経営管理部、評価部署を監査部としたうえで、各業務部門が適正な運用を実施し、その評価・検証の徹底により適切性を担保する内部統制の仕組みを構築しております。

##### j 金融円滑化への取組

「金融円滑化管理方針」のもとで、規程・マニュアルの策定、状況を適切に把握するための体制を整備し、地域社会の更なる発展と地域経済の活性化に貢献するため、金融円滑化への取組み強化をはかっております。

#### (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱について、「取締役規程」「取締役会規程」、「使用済簿書保存規程」に基づき、適正に保存又は管理(廃棄を含む)を行い、必要に応じ各規程の見直しを行っております。取締役はいつでもこれらの文書等を閲覧できるものとしております。

#### (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

##### a 統合的リスク管理方針、規程

当行のリスク管理体制について「統合的リスク管理方針」を制定し、これに基づき、「統合的リスク管理規程」及び各リスクカテゴリー毎の方針・管

理細則を制定しております。また、「自己資本管理方針」を制定し、「自己資本管理規程」により自己資本管理も徹底しております。

#### b 統括部署

統括的リスク管理規程により、リスクカテゴリー毎の管理部署を定め、各管理部署がグループ全体のリスクを網羅的に管理し、統括部署として経営管理部がリスク管理体制全般を統括的に管理しております。なお、リスク管理に関する重要な事項につきましては、戦略会議に適宜、協議・報告しております。

#### c ALM体制

資産・負債を総合的に管理するALMについては、総合企画部が中心となって関連部署が連携し、リスク・リターンの観点から対応について検討しております。なお、ALMに関する重要な事項につきましては、戦略会議に適宜、協議・報告しております。

#### d 内部監査体制

監査部は、各種リスク管理の状況についても監査を行い、その結果を監査等委員会、取締役会に報告しております。

#### e 情報管理体制

情報管理については各種情報資産の管理方針・体制等を定めた規程等に基づき、本部・営業店に情報資産管理責任者やセキュリティ管理者等を配置して管理を徹底しております。また、銀行経営における情報管理上の諸リスクや情報関連法規に対応するための適切な施策を協議し、対応策を検討、実施するため戦略会議で協議を行い、情報管理上の諸リスクや情報関連法規に対応するための施策を検討し実施しております。

#### f 危機管理体制

緊急事態において業務への影響を極小化し迅速かつ効率的に業務の復旧を行い、「ある一定水準の業務の継続性の確保」という社会的要請に応える業務継続計画の一環として災害、システム障害、風評被害を柱とした「業務継続に関する基本規程および危機管理マニュアル」を制定するとともに、各事象を想定した緊急時対応訓練を実施することにより全行的な危機対応能力の向上に努めております。また、訓練結果に基づき統合危機管理マニュアルの問題点を検証し必要な態勢改善を行っております。

なお、各種サイバー攻撃に対しては、関連部署間を横断してチームを組成し、サイバー攻撃の未然防止や被害を受けた場合の対処を行う体制を整備しております。

#### (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### a 経営計画の策定

企業理念を基軸に中長期経営戦略を取締役会で決定し行内外に提示し、これに基づき各業務執行ラインにおいて目標達成に向けた活動を実施しております。

##### b 経営計画の管理

中長期経営戦略の達成状況や各施策の進捗は各業務執行ラインで管理し、更に総合企画部及び経営管理部で全体管理しております。

##### c 業務執行に関する規程

職務権限及び意思決定のルールとして「職制規程」、「事務分掌規程」、「権限規程」等を定め、適正かつ効率的に職務の執行を行っております。

##### d 戦略会議

重要事項の協議機関として、取締役会以外に「戦略会議」を設置し、経営全般にわたっての迅速な意思決定を目的とし、定期的(通常週1回)に開催しております。

#### (5)当行並びに子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### a 子会社等統括規程

子会社等に関する統括基準を定め、適正な運営を行うことで、グループの運営強化をはかり、「北國銀行グループ」が総合的かつ高度な金融サービスを提供し、収益性・健全性・透明性の高い組織として発展してゆくことを目的として「子会社等統括規程」を制定しております。

##### b 子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

子会社等の管理に関し、総合的に統括する部署(総合企画部、経営管理部)、業務・資産管理に関して統括する部署(市場金融部、総合企画部、法人部、個人部、マーケティング部)、業務運営に関して監査する部署(監査部)をそれぞれ定め、各統括項目について子会社等と事前協議及び報告を受ける体制を整備しております。

##### c 子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社等を総合的に統括する部署、業務・資産管理に関して統括する部署、業務運営に関して監査する部署は、子会社等が策定したリスク管理に関する社内規程の各統括項目を確認しております。また重大な影響を及ぼす事項については速やかに報告を受ける体制としております。

##### d 子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

総合企画部は、子会社等統括規程に基づき、子会社等の業務の執行が効率的に行われていることを確認しております。

##### e 子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社等を総合的に統括する部署、業務・資産管理に関して統括する部署、業務運営に関して監査する部署は、子会社等が策定したコンプライアンスに関する社内規程の各統括項目を確認しております。また重大な影響を及ぼす事項については速やかに報告を受ける体制としております。

##### f グループ監査体制

監査部は、当行及び子会社等の業務の適正を確保するため、監査規程、監査実施細則及び当行と子会社等との間で締結した「検査、並びに監査に関する契約書」に基づき当行及び子会社等に対する内部監査を実施しております。

#### (6)監査等委員会がその職務を補助すべき行員を置くことを求めた場合における当該行員に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき監査等委員会室を設置し、専任の担当者を配置しております。

#### (7)監査等委員会の職務を補助すべき行員の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会室付行員は、当行の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令の下で職務を遂行し、業務執行に関する資料の閲覧や行員その他の者に対して報告を求められることができることとしております。

#### (8)監査等委員会の前項行員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会室付行員の人事異動・人事評価・懲戒処分等について、監査等委員会はあらかじめ意見を付すことができるものとしております。

#### (9)監査等委員でない取締役・行員並びに子会社等の取締役・監査役等の者、及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

a 監査等委員でない取締役又は行員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項のほか、子会社等から報告を受けた事項のうち当行グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告しております。

b 監査等委員会が選定する監査等委員のうち常勤の監査等委員は戦略会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて、会計監査人、監査等委員でない取締役、内部監査部門等の行員その他の者に対して報告を求めております。また、子会社等に対しても、必要に応じて、報告を求めております。

#### (10)監査等委員会に前項の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止しております。

(11)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き並びにその他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は当行に対して、監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払の請求、支出した当該費用の償還の請求等を行うことができることを監査等委員会規程に定めております。

(12)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a 監査等委員は代表取締役、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換を行っております。

b 監査部が行う監査については、監査等委員会の指揮の下で行うこととしております。なお、監査部には頭取も指揮できることとしていますが、監査等委員会と頭取の指揮が両立し難い場合には、監査等委員会の指揮を優先させることとしております。

c 監査部長の人事異動について、監査等委員会はあらかじめ意見を付すことができるものとしております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、以下の通り、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は反社会的勢力排除に向け、地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決することを掲げ、関係排除に取り組んでおります。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当行は「倫理憲章」のひとつに反社会的勢力との対決を掲げ、反社会的勢力への対応方針を公表しております。また、「20の心得」には、反社会的勢力に対する行動指針を示し、反社会的勢力排除に向け次のように行内体制を整備しております。

#### (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

経営管理部を対応統括部署とし、事案により関係部署と協議し対応しております。また、各営業店には不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応できる体制としております。

#### (2) 外部専門機関との連携状況

平素から公益財団法人石川県暴力追放運動推進センターや石川県警察本部刑事部組織犯罪対策課、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。また、当行は石川県企業防衛対策協議会、石川県銀行警察連絡協議会に属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

#### (3) 各種規定に「反社会的勢力の排除に係る規定」を導入

反社会的勢力との取引解消に向けた取組強化の一環として、各種規定に「反社会的勢力の排除に係る規定」を導入しております。

#### (4) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報を行内で収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

#### (5) 対応マニュアルの整備状況

対応マニュアルとして、「反社会的勢力等対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力に対して具体的な対応方法を示しております。

#### (6) 研修活動の実施状況

コンプライアンス研修において「反社会的勢力への対応」等を組み入れるなど、意識向上に向け取り組んでおります。また、外部機関の講習会に参加し、その内容の周知に努めております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 【適時開示体制の概要】

#### 1. 情報開示（ディスクロージャー）に係る基本姿勢

当行では株主をはじめとするステークホルダー（利害関係者）との円滑な関係を維持するため、また経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、適切な情報開示に努めております。また、あわせて地域IR活動を積極化するとともに、ホームページや統合報告書においても、よりわかりやすい情報開示に努め、内外に透明性の高い開かれた企業を目指しております。

#### 2. 適時開示業務を執行する体制

当行は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するため、上場金融商品取引所の規則に従い、会社情報を迅速かつ適切に開示することを目的として「適時開示規程」を定めております。

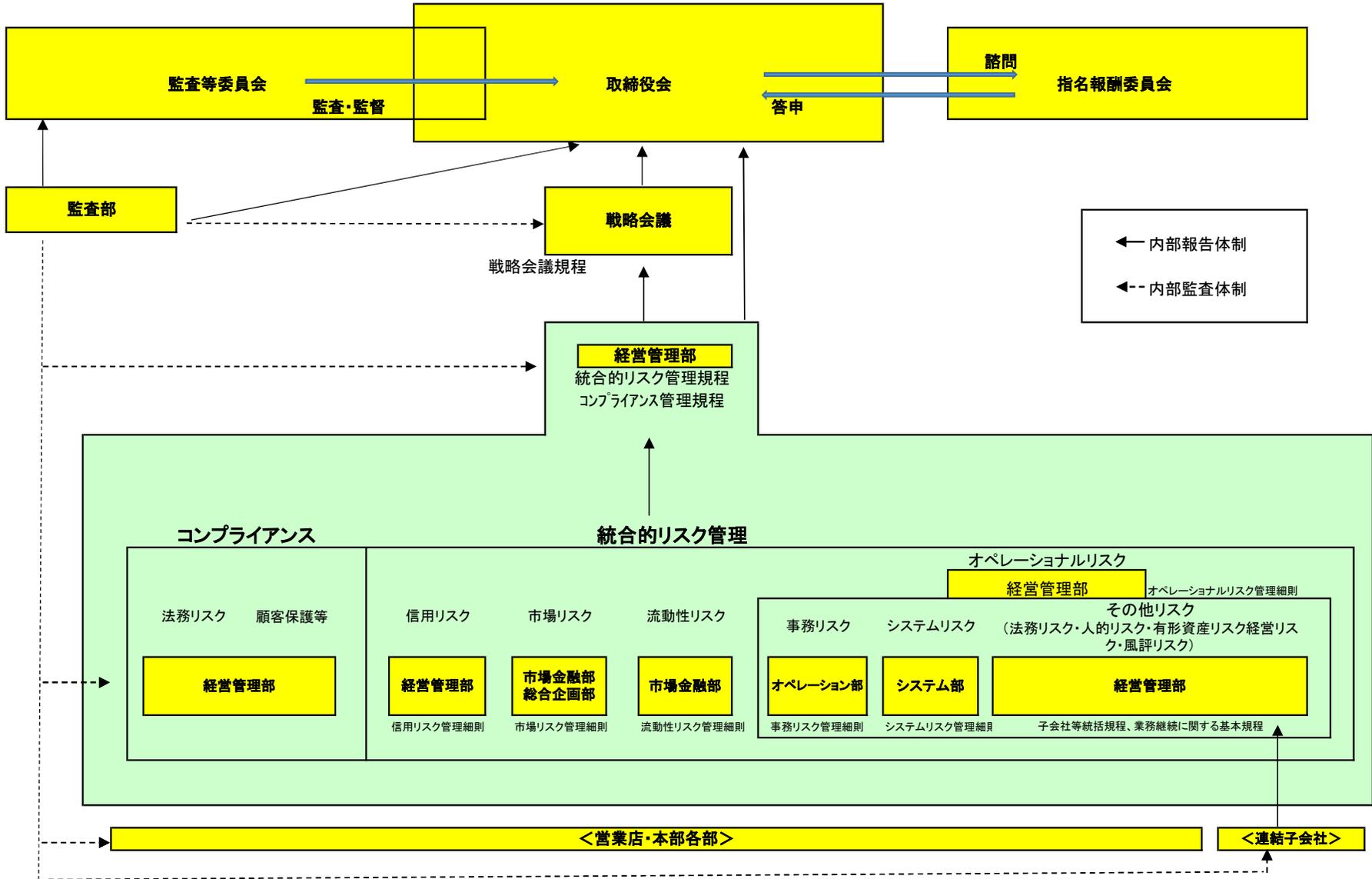
(1) 当行では会社情報の適時開示については総合企画部（情報取扱責任者：総合企画部長）が統括しております。総合企画部では営業店・本部各部・連結子会社の各種情報を一元管理しております。

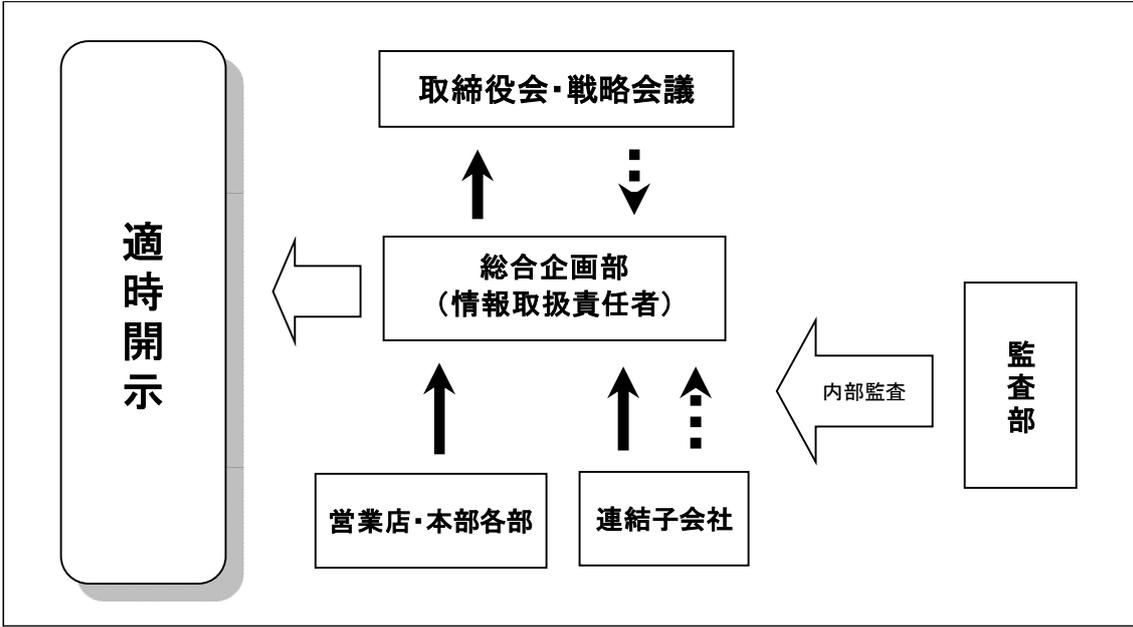
(2) 営業店や本部各部署にて適時開示情報に該当する情報を入手した場合、速やかに総合企画部に報告することとし、総合企画部では一元化された各種情報について、必要に応じ関連部署と協議の上、適時開示の要否を判断し、適時開示を必要とする情報を速やかに開示しております。適時開示情報については必要に応じ、取締役会、戦略会議にて協議しております。

(3) 適時開示体制の適切性を検証するため、監査部にて定期的に監査を実施しております。

# 内部管理体制図

## 内部統制システムの基本方針





—————▶ 発生事実に関する情報

.....▶ 決定事実・決算に関する情報

## 社外取締役・独立性基準

株式会社北國銀行（以下、当行という）は、当行の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えております。

当行では、社外取締役の独立性基準を以下の各要件に該当しないものと定め、社外取締役（候補者を含む）が各要件に該当しない場合、「独立」社外取締役に該当するものとしたします。

1. 当行又は当行の子会社等において前 10 年以内に業務執行者であった者（※）
2. 当行又は当行の子会社等を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
当行又は当行の子会社等の主要な取引先又はその業務執行者
3. 弁護士、公認会計士又は税理士、その他コンサルタントであって、役員報酬以外に、当行又は当行の子会社等から年間 1,000 万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
4. 当行又は当行の子会社等から 1,000 万円以上の寄付又は助成を受けている組織の関係者
5. 当行の株式を 10%以上保有する大株主又は当該主要株主が法人である場合には、当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
6. 当行又は当行の子会社等の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
7. 当行又は当行の子会社等の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
8. 過去 3 年間において、上記 2 から 7 までのいずれかに該当していた者
9. 前各号に該当する者の配偶者又は二親等以内の親族
10. 前各号の定めにかかわらず、その他、一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

※ 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役員、重要な使用人をいう。